

品川区経営改善支援事業助成金交付要綱

制定 令和4年3月16日区長決定 要綱第101号
改正 令和5年3月24日区長決定 要綱第36号

(目的)

第1条 この要綱は、区内中小事業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）が行う早期経営改善計画策定支援事業または経営改善計画策定支援事業を利用した際に負担する経費の一部を経営改善支援事業助成金として交付することにより、区内中小事業者の経営改善を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他区長が認める法人または組合であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業等にあつては区内に本社または主な事業所を有し、個人事業主にあつては区内に住所を有し、または区内で事業を営んでいること。
- (2) 法人事業税および法人都民税（個人にあつては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納していないこと。
- (3) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4) 活性化協議会が行う早期経営改善計画策定支援事業または経営改善計画策定支援事業に係る支払決定を受けていること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制の対象でないこと。
- (6) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係がないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、当該助成対象者が活性化協議会の支払決定を受けた額の2分の1とする。ただし、早期経営改善計画策定支援事業の負担経費に係る場合の上限は10万円、経営改善計画策定支援事業の負担経費に係る場合の上限は100万円とする。

- 2 前項の規定により算定した給付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 当該助成対象者が信用保証協会より補助を受けている場合はその金額を除く。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 早期経営改善計画策定支援または経営改善計画策定支援に係る支払通知書
 - (2) 履歴事項全部証明書（中小企業等の場合に限る。）
 - (3) 法人事業税および法人都民税の納税証明書（中小企業等の場合に限る。）
 - (4) 特別区民税の納税証明書または非課税証明書（個人事業主の場合に限る。）
 - (5) 信用保証協会の補助額が分かる書類（信用保証協会の補助を受けている場合に限る。）

(6) その他必要と認める書類

(助成金の交付・不交付決定)

第5条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）または助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

(助成金の請求および交付)

第6条 前条の規定により助成金交付決定通知を受けた交付対象者は、指定期日までに請求書(第4号様式)により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により、速やかに助成金を交付するものとする

(決定の取消し)

第7条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 申請年度の末日までに第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(検査)

第9条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(準用)

第10条 この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。